

- 1 教育環境整備について
 - (1) 学校施設整備について
 - (2) 物的損害への対応について
 - (3) 学校再編とまちづくり事業について
- 2 誰一人取り残さない公教育について
 - (1) 不登校支援について
 - (2) 外国籍の児童・生徒の対応について
- 3 ひきこもりと就労支援について
 - (1) ひきこもりの対応について
 - (2) 就労支援について

1 教育環境整備について

(1) 学校施設整備について

1 教育環境整備について伺います。

昨年度、中野区立小中学校施設整備計画(改定版)が策定され、これからほぼ1年に1校程度のペースで学校施設の改革が進んでいきます。学校の建築は、1校当たり52億円という多額の経費がかかるため、資金計画にはしっかりと取り組まなければなりません。昨年の決算特別委員会総括質疑でも取り上げたように、中野本郷小学校の建て替えは、新型コロナによる財政の影響を鑑み、時期が延期されました。子どもたちには貴重な1年です。たとえ急激な社会情勢の変化があっても、今後は学校施設整備の計画に影響が出ないようにすべきです。起債とバランスを取りつつ、義務教育施設整備基金へはしっかり積み立てていくことが必要です。

このたび新たな財政運営の考え方が示されると聞いています。構造改革実行プログラムでは、基金は対象施設の減価償却累計額相当の25%を積むことを明らかにしていますが、さらに歳入が想定より多かった場合は、優先して義務教育施設整備基金へ積み立てていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

[回答] 区長

○施設整備に係る基金については、対象施設の減価償却費相当額の25%を当初予算編成時に積み立てることを目標として、年度末残高は減価償却費累計額の25%の確保に努めるというのが基本的な考えである。特に多額の経費が必要となる学校施設整備の財源となる義務教育施設整備基金については、財政状況によって一般財源をさらに確保できた場合は25%を超えて積み立てていくことを考えている。

2 中野区立小中学校施設整備計画では、適時改修し、建設後70年で建て替え、つまり改築する方針が示されています。今年の第1回定例会における私の一般質問では、学校再編による影響で教室が不足するところは施設改修を計画して対応していくと、教育長より答弁がありました。それに基づくなら、70年改築ありきではなく、児童・生徒数の推移に見込み差が

あり、特に再編の影響を受けて教室数が足りなくなる学校の改築を優先するべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

また、同じ学区内での施設整備がある場合は、子どもたちが中学へ進学してからも継続して整備中の学校に通うことは回避するため、中学校校舎を小学校より先に改築するようにしていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

教育施設整備は教育活動そのものです。区有施設整備計画で、区内施設更新全体の長寿命化の経費の試算は示されていますが、小・中学校の70年改築についての詳細な考え方は見えません。必要となる改修は、外壁や屋根の補修、水回りなどの整備の更新、時代によって求められる教育環境整備など、1校当たり10億円を超える予算規模と聞いています。改築と改修では、そうは言っても、教育環境の差は出ます。どのような考え方で改築の学校と、70年後改築のための改修に取り組む学校とを決定するのでしょうか。

学校は、恐らく区民が一番多く恒常的に使う施設です。この先見直される中野区立小中学校施設整備計画では理解が得られるよう、分かりやすく考え方を示してほしいと要望します。

[回答] 教育長

○学校施設の改築は、児童・生徒の学校生活や家庭生活に大きな影響を及ぼすものであるため、事前にスケジュールを示し、計画的に進めていくことが重要であると考えている。令和12年度までの改築については、中野区立小中学校施設整備計画(改定版)でお示ししておりますが、計画策定から5年をめぐり、その時点における整備の進捗状況や代替校舎活用の可否、児童・生徒数の動向、まちづくり等の地域事情を総合的に勘案し、必要に応じて改築時期や手法について見直すこととしている。

(2) 物的損害への対応について

3 近年、学校ICT化が進み、教室には1人1台のタブレット、オンライン配信用の機器、電子黒板など高価な機材が増えています。これから学童クラブにWi-Fi環境が整えられると、タブレットを利用する場も広がっていきます。こうした機器が壊れると、その修理費用は多額になることが考えられるため、補償はどうかと心配された保護者から相談がありました。実際のところ、中野区ではこうした機器はリース契約において、故意による悪質なものでなければ、過失による破損や紛失、通常故障には補償があり、大抵のケースは修理等に保護者負担はないそうです。とはいえ、機器のケーブルに足が引っかかって床に落としてしまう、物が当たりタブレットの画面が割れるなどは容易に予想されます。

これまでも、実際に中野区で起きた児童・生徒が原因になる事案を挙げると、体育の授業中、頭上から落ちてきたバレーボールに気づかず、ぶつかって眼鏡が壊れた、教室の扉を強く閉めたためガラスが割れた、ふざけていてテーブルの上の炊飯器に体が当たり落として壊してしまったなどの例があります。

人的損害、つまりけがをした等の場合は、日本スポーツ振興センターによる災害共済給付制度がありますが、物的損害が発生した場合、都度の判断になり、さきに挙げた例では、PTAで加入している任意の児童・生徒賠償保険を活用した例もありました。学校の状況によっては、こうした保険の紹介をしてもよいのではないかと考えます。

学校管理下で起きた学校事故は、各学校より教育委員会に報告されていることと思います。いつでもヒヤリ・ハット対策が大事です。丁寧に分析し、予防や対応策について検討し、保護者へ協力を求め、安全な教育活動に努めていただきたいと思いますと考えますが、いかがでしょうか。

[回答] 区長

○学校管理下で起きる事故につきましては、様々なものがあり、その都度原因等を分析し、速やかに事故状況の詳細な聞き取りや現地視察等を行い、改善すべき点や予防策を様々な視点から検討した後、情報を全校で共有している。今後とも、家庭や地域と連携を図りながら、児童・生徒に対し、安全な教育活動を推進していく。

4 学校事故の場合、児童・生徒の保護者との対応に際し、学校側に法的な知識が必要な場合があります。昨今、学校事故だけではなく、いじめ、虐待など、家庭内での複雑なトラブルに伴う対応、学校や教育委員会への保護者からの過剰な要求等があり、文部科学省によると、法務の専門家への相談を必要とする機会は増えているそうです。

文部科学省は、令和元年度に「教育行政に係る法務相談体制の充実について」の事務連絡を出し、令和2年度には「教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引き」を発行し、各教育委員会に対しては、教育現場で発生する問題に対し、法的視点でアドバイスをするスクールロイヤーと言われる弁護士の配置を後押ししています。確定した定義はないそうですが、私の問題意識からは、区の弁護士、法務担当ではなく、学校固有の状況を把握し、継続的な関係を持つことができる弁護士であると言えるのではないかと考えています。

都内23区では、令和元年度より導入している江東区、千代田区のほか、学校法律相談として以前より弁護士とつながりのある港区、板橋区などを含めると、おおむね半数の区に教育現場と弁護士との連携体制が見られます。大切なのは、スクールロイヤーの役割は、学校を守るためではなく、子どもたちにとって最適な教育環境を実現するものだという点です。中野区でも導入を検討すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

[回答] 教育長

○学校は、これまでも学校での様々な問題に対して、保護者や地域、関係機関などと連携しながら、一つひとつ丁寧に対応し、解決を目指してきた。しかし、複雑多様化する社会情勢の中で、学校だけで解決できない問題も起こっており、法律の専門家への相談を必要とする機会が増加してきている。これまでは区の法務担当に相談するなどして対応してきたが、学校の問題には、学校教育の特性を踏まえた対応や、成長や成長過程にある子どもたちの状況に合った対応が求められます。今後、学校事情にも精通したスクールロイヤーの導入について検討していく。

(3)学校再編とまちづくり事業について

5 鷺宮小学校・西中野小学校の統合新校の開校は、いよいよ令和6年に迫り、現在旧第八中学校跡地にて新校舎が建築中です。統合の準備が進められる中で課題となっているのが、通学区域拡大により、登下校に線路を渡らなければならない児童が出るという、いわゆる踏切問題の解決策が示されていないことです。平成30年の統合委員会設置当時から、委員会で何度も要望が出され、また私が議員になる前から地元議員により継続して取り上げられています。また、中野区立小中学校再編計画(第2次)には、前期の学校再編での課題として、「通学の安全対策については、早期に対策を示さなかったため、

通学の安全などに不安を持つ保護者がいました」との記載があるように、通学の安全は重要な課題であるのに、教育委員会からこの踏切の問題についていまだ考え方が示されていないことには疑問を感じざるを得ません。

そもそも西武新宿線連続立体交差が学校再編と同時期、あるいは先に行われていたのであれば発生しない課題でした。鷺宮は、東京都による補助133号線中杉通り整備、妙正寺川整備、公社鷺宮西住宅建て替え、そしてこの連続立体交差事業が予定されていて、この先何十年も、何種類にもわたる工事が継続する地域です。また、区による駅周辺地区まちづくりにおいても、駅周辺や道路、沿道の整備、駅南西の広域避難場所の防災性向上のための整備、また区有施設等の整備の課題があります。令和4年現在、実際に事業が確定し、動いている状況にはありません。学校再編は、人の流れも変わる、まちの再編でもあります。時間的に跨線橋や地下通路などの構造物の完成は、開校時には間に合いません。

昨年度は予算をつけて、安全対策の検証を行いました。その検証結果報告も含め、安全確保への取組案も早期に示し、理解を求めることが必要です。いつ、その考え方を示すのか、お答えください。

[回答] 教育長

○鷺宮小学校・西中野小学校統合に係る通学路の安全対策の検証内容につきましては、今定例会中の子ども文教委員会で報告する予定である。踏切を横断して学校に通う児童の安全確保が重要課題であると認識しており、検証内容を踏まえ、関係部署とも調整を図りながら、できるだけ早期に安全対策案を示していく。

登下校における子どもたちの安全対策については、皆で知恵を出し合っているとよいのだと望みます。この地域での今後のまちの整備については、主体が多く、なかなか全容の理解が難しい状況があります。区民がまちづくりの全体像を学ぶ場を設けることを要望して、この項の質問を終わります。

2 誰一人取り残さない公教育について

(1) 不登校支援について

6 新型コロナによる突然の学校休業が実施されて2年がたちました。影響が長期化してきたことから、新たな課題が出てきています。その一つが不登校児童・生徒の増加です。10年ほど前から増加傾向にはありましたが、新型コロナが発生した令和2年からの増加は顕著です。我が会派からは、不登校に対してこれまでも継続して対策を要望していますが、さきの定例会では、令和5年度に策定される教育ビジョンにおいて対応が示されるという答弁を頂きました。とはいえ、今苦しんでいる子どもたちにとっては待ったなしの状況なのではないでしょうか。

私が相談を受けていた不登校の子どもたちのほとんどが、学校に行きたいという希望を持っていました。家で食事が取れないため、給食を食べに登校する子もいました。教室には行けなくても保健室には顔を出すことができていた子もいました。学校は、子どもたちにとって距離の近いところにある施設なのです。以前より提案してきた校内フリールームの設置を今すぐ実行可能な対策として取り組んでいただきたいと思います。

小学生にとっても交通機関を利用して遠くの教育センターに行かなくても済むという選択肢も生まれます。インターネットで「F組」と検索すると、愛知県岡崎市など他自治体の取組例が出てきます。また、文科省の協力者会議でも、校内教育支援センター設置が検討されています。区内でも既に設置をされている学校もあります。教育センターからスタッフを派遣

し、見守りが必要な地域ボランティアを募ることも可能です。各校の状況に合わせ、学校内のフリールールの設置を検討していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

[回答] 教育長

○各学校では登校はできるが、教室で学ぶことができない児童・生徒に対して、校内の空き教室などを利用して、教職員等が学習指導を行っている。また、保護者や学校の要請があれば、教育センターから学校へ支援員を派遣し、学習指導や教育相談なども行っている。今後も不登校児童・生徒の状況をさらに丁寧に把握して、一人ひとりの子どもの実態に合った支援対策について改善を図っていく。

7 また、オンラインも含め、不登校児童・生徒の支援を行っている民間のフリースクールがあります。現在、オンラインでの不登校支援事業を活用して、学習やその他の活動を進めている子どもたちがいると聞いています。希望する児童・生徒、誰もがこうした事業の活用ができるよう、区内で差が出ないように情報提供に取り組むべきだと考えますが、いかがでしょうか。

[回答] 教育長

○教育委員会、学校とフリースクール等民間団体との連携については、不登校児童・生徒の多様な状況に応じたきめ細やかな支援や社会的自立に向けた選択肢を広げるという観点から、その選択肢の一つとして、教育委員会、学校と民間団体との連携は重要であると考えている。これまでも東京都主催の民間フリースクール等の協議会に指導主事が出席し、情報交換を行っている。今後は、これまで以上に民間団体等との連携を図りながら、保護者や学校へ情報提供を行うことで、児童・生徒の選択の幅を広げられるような支援体制を整えていく。

8 さらに必要なのは、不登校児童・生徒の保護者支援です。保護者の中には、育て方が悪かったのではないかと悩み、また子どもが家に籠もることで、自身の仕事に行けなくなり、別な困難を抱えるケースがあります。オンラインなども活用して、該当の保護者支援を目的とした保護者会を開催し、悩みの共有やソーシャルワーカーによる支援にさらにつなげていく対応を行ってはいかがでしょうか。

[回答] 教育長

○保護者が抱える不安や悩みに寄り添った支援を行うことは、大変重要である。教育センターの教育支援室では、年3回の保護者会に加え、進路説明会を実施し、学習や生活、進路など、児童・生徒の様子について保護者との情報を共有している。また、定期的に保護者面談も行っており、必要に応じてスクールソーシャルワーカーや教育相談室の相談員とも連携し、保護者の不安や悩みに応じることができるようにしている。今後は、これらの取組を教育センター支援室に通ってはいない児童・生徒の保護者にも広く周知を図り、多くの保護者のニーズに合った支援が提供できるよう、保護者支援を行っていく。

(2) 外国籍の児童・生徒の対応について

9 令和2年度に生徒就学状況調査事業として、外国に由来のある子どもたちの就学調査を予定していたところですが、新型コロナの影響で未執行になってから2年間、こちらは実施できていません。中野区は、当時、外国人人口の増加率前年比が23区で上位となっていました。こうした方々が就学にしっかりつながるために、実態把握が必要だと考えますが、調査の予定を伺います。

[回答] 教育長

○令和3年5月1日現在の中野区内における学齢相当の外国人の子ども¹の就学者数は、義務教育諸学校が298人、外国人学校が50人であり、就学状況が把握できていない子どもは53人となっている。これまで行ってきた就学予定状況調査表を活用するとともに、訪問調査なども検討しながら、就学状況の実態について把握に努めていく。

10 外国に由来のある児童・生徒については、日本語能力が低いという理由から、学習についていけないケースがあります。保護者が外国人である場合、日本の社会に対する断絶があり、生活環境の支援も必要です。言うまでもないことですが、こうした子どもたちが成長し、日本でも親の母国でも、社会人として自立できなくなることは避けなければなりません。

令和2年度には、日本語適用支援スタッフ事業も予定されていましたが、同じく新型コロナの感染拡大により執行ができていません。新型コロナの感染状況が落ち着いてくれば、また外国人の流入も増えると考えられます。保護者対応も含めた外国に由来のある児童・生徒への十分な日本語指導体制と、学校生活になじめるようきめ細やかな生活環境支援が必要です。現在の対応状況について伺います。

[回答] 教育長

○外国人児童・生徒等の編入学の相談があった際には、外国語版の入学のしおりと、自動翻訳機等を活用し、日本の学校生活について説明したり、質問を受けたりするなどの支援を行っているが、これまで希望する保護者は多くはない。また、児童・生徒及び保護者と学校との事前打合せや編入学初日に支援員が同行し、その児童・生徒のサポート体制を取るなど、円滑な編入学を支援する取組も行っている。今後は、これらの取組を希望の有無に関わらず、編入する全ての外国人児童・生徒等に実施し、在籍校において日本語や日本文化に適應するための支援が受けられるような体制の充実を図っていく。

11 中野区社会福祉協議会は、中野区国際交流協会、NPO法人、民生児童委員、地域ボランティア、鷺宮西住宅と連携して進めている外国人の居場所事業があり、私もお手伝いをさせていただきました。毎週月曜日の午後、日本語教室が開催されており、フードパントリーや洋服の交換会も企画されています。こうした活動が関連団体とさらに連携を深め、区や学校施設の活用やPR支援などが進むとよいと考えます。学校もこうした地域の活動との連携を深めていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

[回答] 教育長

○教育委員会や学校は、外国籍の家庭や子どもたちへ日本語指導や学習支援を中心に行ってきたが、それ以外にも様々な支援が必要である。他部署とも連携しながら、必要な情報が保護者に届くように、教育委員会からも学校へ情報提供をしていく。

3 ひきこもりと就労支援について

(1) ひきこもりの対応について

12 国の方針もあり、中野区としても、ひきこもりについての支援事業の取組体制を強化することとなりました。これまでの体制を拡大し、今年度、地域包括ケア推進会議にひきこもり支援部会を設置し、また、社会福祉協議会に事業を委託してのひきこもり相談の窓口を開設しました。窓口はあっただけでは絵に描いた餅となります。これまでの実績を基に、伴走型支援が求められます。ひきこもりには、孤立といった背景があります。自分やその家族だけでは解決しない、どこに相談に行ってもよいのか分からない状況にある方々に必要なのは、まずはつながることです。窓口は開設して日が浅く、窓口のさらなる周知に加えて、ひきこもり対応への理解を深める啓発活動も必要と考えます。対応について伺います。

[回答] 区長

○相談窓口や家族会、居場所等の支援情報についてさらなる周知に努めるとともに、ひきこもりに対する地域での理解促進のため、区民向け講演会の開催を予定している。今後も継続して周知啓発活動を推進する。

○すこやか地域ケア会議や地域包括ケア推進会議などで、医療、介護、福祉関係者、地域団体等へ周知し、情報共有を図っていく。

13 令和3年度、江戸川区では大規模なひきこもりの調査が行われました。課税情報や保健・福祉サービスの利用の有無から抽出して、ひきこもりと思われる対象者を有する約18万世帯を対象に調査を行い、有効回答率57%、およそ10万の回答を得たそうです。効果ある取組を実施するには、実態把握が必要ですが、中野区においてはひきこもりについての調査が行われていません。今後の調査の予定を伺います。

[回答] 区長

○当事者の把握については、調査方法や対象者の抽出条件、調査項目などについて、江戸川区の例も参考にしながら、調査の有効性を検証し、方向性を検討する。

14 江戸川区の調査から、2点を課題として挙げたいと思います。

まず、人と関わりたくない、このままでよいと思っている方が一定数いる点です。こうした方々は社会とのつながりがないために、自分の状況を把握できていない、自分は支援を求めてよいのだということが分からないと言われていました。取組はこれから本格化します。調査を基に、しっかりと体制をつくっていただきたいと考えます。

もう一つの課題は、就労支援についてです。江戸川区の調査を見ると、ひきこもりの方の困り事の1位は「収入・生活資金」であり、当事者が求めているものは、「就労に向けた準備、アルバイトや働き場所の紹介」、「短時間でも働ける職場」といった就労に関することでした。これまで就職したことがない、また人とのコミュニケーションに不安があるなど、こうした方々が実際に就労するのは高いハードルがあります。

こうした方々を視野に入れた中野区の就職支援は、中野くらしサポートからの就労準備支援、中野就労セミナーがありますが、あとは産業振興課、生活援護課にて対応があるのみで、現在支援が必要な方の受入れを含めた総合的な就労支援の窓

口がなく、若者、高齢者、障害者、生活困窮者等に分かれて対応が行われています。とはいえ、相談窓口は分散していますが、こうした窓口同士がしっかりと連携していれば、現在の体制でもそれぞれの方々に寄り添った支援ができるとも考えられます。最初に出向いた相談窓口から、必要があれば次の別な相談、専門相談窓口で紹介できる体制であること、また、その際はその窓口と情報共有をしていく、連絡を取り合うといった連携体制が基本となります。そのためには、就職、就労支援の全容が分かるようなものがあるのが必要ですが、いかがでしょう。

一つのアイディアとして、中野区地域包括ケア総合アクションプランにあるような、相談フロー図を就労支援の目線から作成してはいかがでしょうか。

[回答] 区長

○就労支援も含めた支援の体制や相談窓口等の支援情報を一元化した区民周知用のリーフレットについて、ひきこもり支援部会で作成することを予定している。その中で、相談フロー図の作成についても検討していく。

(2) 就労支援について

15 働きたい誰もが就労につながるという取組については、ユニバーサル就労という言い方をしている自治体もあります。一人が全てをできなくてもいいのです。囲いのある場所でなら単純作業ができる、または短時間なら働けるといった方々と、そうした求人をしたいという事業者とのマッチングが必要です。すこやか福祉センター体制を見直し、こうした就労支援が行えるような体制をぜひ構築していただきたいと考えますが、いかがでしょう。

中野区には、就労求人サイト「ぐっJOBなかの」があり、今後このサイトは見直しをされることが示されています。改定に当たっては、多様な働き方を提供していくという視点をぜひ持ってほしいと要望します。

[回答] 区長

○就労支援との連携も含めて、複数分野の政策を包括的に支援する体制の構築に向けて、すこやか福祉センターの基幹機能の強化を図るために、各所のコントロールタワーとなる（仮称）基幹型すこやか福祉センターの組織体制の検討をすることとしている。